

軽井沢町小・中学校における  
医療的ケア児支援ガイドライン  
～町立小学校・中学校での受け入れについて～

令和4年9月

軽井沢町教育委員会

## 目 次

### I 基本的事項

### II 学校で実施する医療的ケアについて

1. 実施する医療的ケアの種類
2. 医療的ケアの対象について
3. 医療的ケアが可能な時間帯

### III 医療的ケア実施までの手続きについて

1. 学校における医療的ケア開始に向けての手続きについて
2. 医療的ケア利用申し込みの際、必要な書類

### IV 医療的ケアの実施関係者の役割と確認事項

1. 軽井沢町・軽井沢町教育委員会の役割
2. 学校の役割
3. 訪問看護ステーション・訪問看護師等の役割
4. 保護者の役割

## I 基本的事項

本ガイドラインは、軽井沢町内の軽井沢町立の小学校・中学校（以下「学校」）、において、日常的な医療的ケアを必要とする児童・生徒（以下、「児童等」）に対して、医療的ケアを実施するために必要な事項等を定めるものとします。

本ガイドラインにおいて、「医療的ケア」とは、学校に在籍する児童等が生命の維持または健康状態の維持・改善のために必要とする導尿、経管栄養等、主治医の指導のもとで保護者が日常的に行っている行為で、教育活動中に学校内で行われるものをいいます。

## II 学校で実施する医療的ケアについて

### 1 実施する医療的ケアの種類

医療的ケアの種類は以下に限定します。

- ・喀痰吸引（ 口腔 ・ 鼻腔 ・ 気管カニューレ ）
- ・人工呼吸器による呼吸管理（酸素療法を含む）
- ・気管切開部の管理
- ・経管栄養（ 経鼻経管 ・ 胃ろう ・ 腸ろう ）
- ・導尿（ 一部要介助 ・ 完全要介助 ）
- ・人工肛門の管理
- ・血糖値測定・インスリン注射
- ・その他

※ 病気の治療のための医行為や風邪等に伴う一時的な服薬等は含まない。

軽井沢町教育委員会（以下「教育委員会」）は、医療的ケアの実施に関する業務を、訪問看護ステーションに委託、または軽井沢町が雇用する看護師等・認定特定行為業務従事者等（以下「医ケア職員」）など、いずれも専門的知識と技術を持つ方をお願いします。訪問看護ステーションや医ケア職員は保護者、主治医と連携をとりながら、学校の協力を得て、主治医から指示を受けた医療的なケアを行います。

### 2 医療的ケアの対象について

対象となる児童等は、学校において医療的ケアを受けることについて、主治医の承諾があり、医療的ケアを受けることで、通常の教育が可能なる者あるいは学校で学ぶことが可能と総合的に判断される児童等です。

### 3 医療的ケアが可能な時間帯

医療的ケアを実施できる時間は、学校における児童等の所定の在校時間とします。

遠足、修学旅行、校外活動そのほかの学校以外の場所で行う医療的ケアの実施については、その都度保護者と学校が協議を行っていきます。

### Ⅲ 医療的ケア実施までの手続きについて

医療的ケアが必要な児童の保護者が、学校において医療的ケアを希望する場合、障害の種類や程度、医療的ケアの内容を、学校や教育委員会と共有していくための手続きが必要です。

医療的ケア開始に向けた手続きの流れに沿って、関係者が医療的ケアの内容を確認し合いながら手続きを進めるため、書類等の作成が必要になります。

児童の発達や心身の状態の変化に伴い、医療的ケアの内容が変更となる場合は、主治医の指示書等を新たに作成してもらい、医療的ケアの実施について再度検討する必要があります。

#### 1 学校における医療的ケア開始に向けての手続きについて

学校で医療的ケアを希望する場合に必要な手順や提出書類は、下記の通りとなります。

##### (1) 学校の利用までの流れ

###### ① 学校利用相談・見学

教育委員会は、保護者から医療的ケア児に関して相談を受け付けます。その際、本ガイドラインを基に、医療的ケアを受ける場合の申し込み方法や手続き、留意点等について説明します。保護者は、入学を希望する学校または町内の状況に応じた学校の見学を行います。見学の際に、保健師や教育委員会が同行することも可能です。

###### ② 医療的ケア実施申込み

保護者は、入学・進学に通常必要とされる書類に加えて、医療的ケアに関して、教育委員会（または学校長・学校医）に以下の書類を提出していただきます。

- ・学校における医療的ケア実施申込書（様式第1号）：保護者が作成
- ・学校における医療的ケアの申し込みに係る主治医意見書（様式第2号）：保護者の依頼により主治医が作成
- ・学校における医療的ケア調査票（様式第3号）：保護者が作成
- ・学校における医療的ケアに関する同意書（様式第4号）：保護者が作成

###### ③ 軽井沢町医療的ケア児支援連絡会議の開催

教育長は、軽井沢町医療的ケア児支援連絡会議を開催し、医療的ケア実施申込みのあった児童等の受け入れについて、関係者で協議の場を持ちます。安全な受け入れに課題がある場合は、教育長は保護者に対して解決に向けた提案を行い、受け入れが決定した場合はその旨を保護者に通知します。

#### ④ 主治医とのカンファレンス

保健師や教育委員会は、保護者を通じて主治医と連絡を取り、学校での生活に必要な医療的ケアの内容等について、保護者、学校長、医ケア職員や訪問看護師等を交えて話し合いの場を持ちます。

#### ⑤ 主治医指示書作成

保護者は、主治医に「医療的ケアに関する指示書」（様式第5号）の作成を依頼し、教育委員会に提出します。教育委員会は、指示書の内容について学校や医ケア職員や訪問看護師等に情報提供し、連携を図ります。

※主治医による文書作成にかかわる経費については、保護者負担としますが、主治医から学校医もしくは医療的ケア指導医あての診療情報提供書の添付文書として看護指示書をいただく場合には、保護者の実費負担はかかりません。

#### ⑥ 就学前面談（重要事項説明）

学校長は教育委員会と連携し、「医療的ケアに関する指示書」（様式第5号）をもとに、保護者、学校と協議し、「医療的ケア実施計画」「医療的ケア実施マニュアル」「緊急時対応マニュアル」を作成していきます。また、学校生活における必要な事項を協議し、保護者と共有していきます。

#### ⑦ 学校における医療的ケアの具体的な実施方法の通知

教育委員会は、⑥就学前面談（重要事項説明）で決定した具体的な医療的ケアの内容について書面にして保護者に通知します。

また、医療的ケアの実施期間においては、毎年度当該医療的ケアの実施に関することについて見直しをし、必要があった場合は変更を加えるものとします。変更が合った場合は、教育委員会は変更した内容を書面にして保護者に通知します。

#### ⑧ 保護者が承諾書兼同意書を作成

保護者は、具体的な医療的ケアの内容について通知を確認後、「学校における医療的ケア実施（変更）承諾書（様式第6号）」を記入し、教育委員会に提出

します。

## 2 医療的ケア利用申し込みの際、必要な書類

医療的ケア児の医療的ケア利用申し込みのために、保護者、主治医が次の文書を作成し、提出する必要があります。なお、主治医による文書作成等にかかる経費については、保護者の負担となります。また、提出された書類等は、軽井沢医療的ケア児支援連絡会議や学校等で共有されます。

【学校における医療的ケア実施申込書： 様式第 1 号】	学校等への就学について主治医と相談し、主治医から学校における集団生活が可能であると言われていることを前提に、学校等での医療的ケアの実施を申し込むものです。	保護者が作成し、教育委員会あてに提出します
【学校における医療的ケアの申し込みに係る主治医意見書：様式第 2 号】	主治医意見書は児童等の基礎疾患等に関する状況を示し、学校等での健康管理および医療的ケアを実施するうえでの情報とするものです。	保護者が主治医に依頼して作成してもらうものです。 学校長・学校医あてに提出します
【学校における医療的ケア調査票：様式第 3 号】	医療的ケア調査票は、主治医意見書と併せて保護者と学校等が共通理解を図るものです。	保護者が作成し、教育委員会あてに提出します
【学校における医療的ケアの実施に関する同意書：様式第 4 号】	医療的ケアの申し込みを行うにあたり、学校等における医療的ケアに関する確認事項について同意を示すものです。	保護者が作成し、教育委員会あてに提出します
【学校における医療的ケアの実施に関する指示書：様式第 5 号】	学校における医療的ケアを行う際の主治医からの指示書です。この指示書をもとに医療的ケアを行います。医療的ケア児の支援を実施するうえで、主治医の指示内容が変わる場合はその都度提出することになります。	学校長の依頼により、主治医が作成し、学校長・学校医あてに提出します
【学校における医療的ケア実施（変更）承諾書：様式第 6 号】	学校内での医療的ケアの実施について、話し合ってきた計画、内容等を承諾したことを示すものです	保護者が作成し、教育委員会に提出します

## IV 医療的ケアの実施関係者の役割と確認事項

### 1 軽井沢町教育委員会の役割

医療的ケアを実施している学校の実施体制や実施状況を適宜把握し、必要に応じて指導・助言等を行う必要があります。そのために、次の内容を実施します。

- 軽井沢町医療的ケア児支援体制会議と連携し、関係者を集めたケース会議を行い、学校等での受け入れや課題となる事項について協議すること。
- 医療的ケア実施に関して各学校で共通する重要事項を定めるため、医療的ケアに関して具体的な手順を示したガイドラインを作成する。内容は実施状況に基づき適宜見直しを行う。
- 医ケア職員（会計年度職員）や訪問看護ステーションと契約し、医療的ケアの必要な児童等の在籍する学校に配置する。
- 学校における医療的ケア実施内容等の記録や出勤に関することについて、医ケア職員や訪問看護ステーションに定期的に提供を求めること。
- 学校等と連携し、教育支援委員会を開催し、児童等の学びの場について、随時検討、決定していくこと。
- 主治医の指示書の内容に基づき、保護者及び学校等、医ケア職員・訪問看護師等と協議して学校における医療的ケアの具体的な実施方法を決定し、その内容を書面にして保護者に通知する。（毎年度見直しを実施し、変更が合った場合は、変更内容を再度通知します）
- 医療的ケアの資質向上を図るため、医ケア職員や教職員に対して研修及び意見交換会を実施する。
- 学校に対する指導・助言、困難事例及びヒヤリ・ハット事例等の蓄積・分析、医療的ケア実施体制の周知等を行う。
- 長野県医療的ケア児等支援センター、佐久圏域障害者相談支援センターと連携し助言を受ける。

### 2 学校の役割

学校は、本ガイドラインの内容を踏まえ、医療的ケア児の安全確保に十分に留意する必要があります。そのために、次の内容を実施し、学校内における医療的ケアに関する体制整備に努める必要があります。

- 学校における医療的ケア実施の安全確保について協議し、校長に必要な助言を行う組織的な体制として、医療的ケア安全委員会（以下、「校内委員会」という）を設置する。
- 校内委員会は、校長（委員長）、教頭、担任、養護教諭、医ケア職員、訪問看護師等、そのほか校長が必要と認める者から構成する。学校の実状に応じて、校内委

員会の設置に代えて、既存の校内組織を活用することも可能とする。

- 校長は、校内委員会の運営等に当たり、必要に応じて主治医又は学校医等に指導・または助言を求める。
- 主治医の「医療的ケア指示書（様式第5号）」の内容に基づき、校内委員会において「医療的ケア実施計画」「医療的ケア実施マニュアル」「緊急時対応マニュアル」を作成する。作成にあたっては、保護者、主治医及び学校医等の意見を聴取する。協議・決定した内容については、いずれも教育委員会に提出する。
- 作成したマニュアルは、必要に応じて内容の見直しを行うものとし、特に年度当初においては、配置された支援員を含めて見直しを行うものとする。実施計画・マニュアル等の様式は、学校等の実状に応じて適宜修正することも可能とする。
- 学校長は、医療的ケアに関する担当職員（担任や養護教諭など）を任命し、担当職員は医ケア職員や訪問看護師等と連携して、環境整備や医療的ケアの安全実施のマネジメントなど、医療的ケアの実施をコーディネートすること。
- 学校長は、保護者を含めた支援会議を定期的に行い、情報の共有・確認を行う。特に、主治医からの指示に変更があった場合や手術後においては、必ず開催するものとする。
- 学校長は、医療的ケア児の発達・教育状況を踏まえて、受け入れクラスの生活の流れ、行事への対応、教育の進め方などを保護者と確認しておくこと。
- 学校外での活動については、学校の年間計画に基づき、医療的ケア実施の有無や安全面等について、保護者、医ケア職員・訪問看護ステーション、訪問看護師等と協議しておくこと。
- 軽井沢町教育委員会と連携し、教育支援委員会を開催し、児童の学びの場について、随時検討、決定していくこと。
- 学校長は、医ケア職員や訪問看護師等から報告のあった医療的ケア行為について定期的に教育委員会に提出すること。

### 3 訪問看護ステーション・訪問看護師等・医ケア職員の役割

軽井沢町の医ケア職員や委託を受けた訪問看護ステーションの訪問看護師等は、学校において、医療的ケアを行います。医療的ケアを実施する場合には、主治医の指示が必要であり、保護者や学校の担当者との連携が欠かせません。そのために、次の内容に留意する必要があります。

- 医ケア職員や訪問看護ステーション・訪問看護師等は、校内委員会と連携し、「医療的ケア実施計画」「医療的ケア実施マニュアル」「緊急時対応マニュアル」等を作成すること。
- 訪問看護ステーションは、医療的ケア実施計画書に基づいた医療的ケアを行うため、医療的ケア児が在籍する学校等へ訪問看護師等を派遣すること。

- 医ケア職員や訪問看護師等は、医療的ケアの実施に関し、医療的ケア担当職員や担任等と連携をとっていくこと。
- 医ケア職員や訪問看護師は、登校時・下校時に保護者と健康面について、目視に加え連絡帳などの書面をもって、児童等の健康状態や体調面について情報共有する。
- 医ケア職員や訪問看護師等は、医療的ケア児の今後の自立を目指して、インスリン注射や導尿等の仕方についての指導を計画的に行うこと。
- 医ケア職員や訪問看護師等は、学校の職員に対して、緊急時の対応や環境整備について総合的なアドバイスを行うこと。
- 医ケア職員や訪問看護師等は、ヒヤリ・ハット等の事例が合った場合には速やかに学校等に報告し、その内容について他に同様の事例が起こらないよう学校等と内容対応を十分検討し、未然防止に努めること。
- 医ケア職員や訪問看護師等は、実施した医療的ケアについて記録し、月末に学校等に報告すること。
- 訪問看護師等を派遣した訪問看護ステーションは、訪問日及び提供した医療的ケアの内容等を記載した訪問看護報告書を作成し、毎月主治医と教育委員会に提出すること。

#### 4 保護者の役割

学校等における医療的ケアの実施には、保護者の理解と協力が不可欠です。学校等での医療的ケアに関わるすべてを医ケア職員や訪問看護師等に任せるということではありません。医療的ケア児の安全・安心確保のためにも、学校等、主治医、訪問看護ステーション・訪問看護師等、教育委員会としっかりと連携をとることが必要になります。

保護者が理解しておく内容としては、具体的には次の様なことが考えられます。

- 家庭における医療的ケアの実施状況や子どもの様子及び健康状態について、医ケア職員や訪問看護師等、学校等に連絡帳など書面をもって情報提供及び共有を行うこと。
  - 学校等または医ケア職員や訪問看護師等から医療的ケア児の様子について相談等があった場合には、主治医に伝えて改善策の助言を得ること。
  - 定期的に医療機関へ受診し、その結果等を学校等に報告すること。
  - 校外学習、遠足、修学旅行等学校以外において行われる医療的ケアの実施については学校等と保護者で協議を行っていくこと。
- ※実施する場合の訪問看護師等にかかる交通費、施設入場料等の経費は、保護者負担とします。
- 常に緊急時の連絡手段を確保し、急な対応にも応じることができること。

- 医療的ケアの内容の見直しに関する情報（主治医の意見や健康状態の変化等）は、速やかに学校に連絡すること。
  - 医療的ケアに必要な医療器具等の準備を行うこと。
- ※医療的ケアに必要な医療器具等の準備にかかる経費は保護者負担とします。
- 学校における具体的な医療的ケアの実施方法について通知（医療的ケア実施計画）がきた場合には、その都度学校等における医療的ケア実施（変更）承諾書（様式第6号）を教育委員会に提出すること。